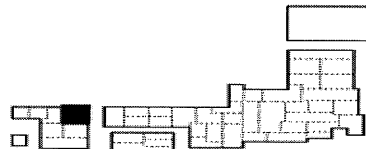


4. イベントレポート

地域巡回交流会 in 福岡 開催報告

事務局長 小牧美江 (大阪司法書士会)



2012年11月23日、福岡県北九州市のAIMビルにて、「司法書士法教育ネットワーク地域巡回交流会in福岡」を、福岡県司法書士会との共催により開催しました。当日、同会場内にて日本司法書士会連合会による九州ブロック法教育担当者会議が開催されたこともあって、福岡、佐賀、熊本、鹿児島、沖縄、広島、兵庫、大阪、京都、東京と各地から、一般参加者を含め35名のご参加をいただきました。

報告1 「法教育・消費者教育の動向と司法書士の取組み」

報告の1つ目は、私から、学校教育の2つの大きな「変化」について以下の報告をしました。

(1) 学習指導要領の改訂： 学校の教科・科目等の目標や内容の基準を定める学習指導要領が改訂され、小学校は2011年度、中学校は2012年度から既に全面実施され、高等学校も2013年度の高校1年生から順次、年次進行で実施される予定です。この改訂の注目点として、中学校の社会科、技術・家庭科家庭分野、高等学校の公民科（現代社会、政治・経済）、家庭科の消費者教育、法教育に関する内容が充実し、教科書の内容も充実してきたことについての情報提供をしました。

(2) 消費者教育推進法の制定： 次に、消費者教育推進法が2012年8月22日に公布されたことに関連して、同法が定義した「消費者教育」（2条1項）、「消費者市民社会」（2条2項）の内容と、その他の規定の概要について説明しました。消費者教育推進法は、第一義的には国及び地方公共団体に消費者教育推進施策の実行を義務付けるものですが、同時に、消費者団体や事業者・事業者団体に施策への協力や自主活動の努力を求めるものでもあり、消費者教育に関与し、

協力していく法律専門家や教育関係者も必ず理解しておくべき法律です。また、国及び地方公共団体が、実効性ある施策を進めているかどうかにも注目し、意見を出していくことも重要になってきます。私たち司法書士も、学校教育に関わるこうした「変化」を知らないまま「これまでどおり」の法律教室活動を続けていくだけでは、これからは、本当の学校教育支援はできなくなってくるかもしれません。

(3)法教育としての消費者教育についての提案：そこで、私も研究員として参加している、日本司法書士会連合会・近畿司法書士会連合会・大阪教育大学による「法教育としての消費者教育に関する共同研究」の研究成果の一部をご紹介します。この共同研究は、中学校・高等学校の社会科（公民科）と家庭科の新教科書を活用した、消費者市民を育てることにもつながる「法教育としての消費者教育」のあり方についての研究で、2013年3月には「研究報告書」も公表される予定となっています。この研究成果も参考にいただき、「法的な疑問・被害を感じたときに動ける力」、「相談する力」をもった消費者市民を育てることを目指してほしいということをお伝えしました。

報告2「福岡県司法書士会の活動報告」

福岡県会の中谷陽子法教育推進委員会委員長は、同会の法教育活動について報告をされました。福岡県会は、2009年から小学生向けの紙芝居を使った教材と授業プランの開発に取り組んでこられましたが、2012年1月にこれが完成し、教材セット「紙芝居で学ぶ法教育教材「解釈のちから」」として発刊されるに至りました。



福岡県会には6つの支部があり、そのそれぞれに法教育・消費者教育を担当する部会があり、各支部が主体となって法律教室活動に取り組まれているようです。そこで、当初は県会の委員会が主体になってこの紙芝居教材を利用した授業モデルの開発を行い、2012年1月の出版以降は、委員会がサポートしながら各支部が主体となって授業を実施する形に移行されたそうです。その結果、2012年1月から交流会までの約10か月間に4支部が、この紙芝居教材「解釈のちから」を利用して、小・中・高校、専門学校計11校と、社会人を対象とした講座1件で、授業を実施されたそうです。中谷委員長によれば、紙芝居を使ったり、小学生に授業をしたりという手法が難しいのではないかという心配の声も聞くが、そんな心配はなく、誰でも取り組みができますとの説明がありました。

授業を実際に見て、参加してもらおうということで、交流会の企画の後半では、福岡県会法教育推進委員会による「解釈のちから」を使った模擬授業の実演と解説がされました。参加者の多くが初めて見る教材だったようですが、皆さんが楽しく参加されていました。